羽幌町観光協会補助金の特別監査に関する経緯とお詫び

この度、羽幌町監査委員による特別監査を受けた羽幌町観光協会補助金について、その支出等に関して指摘を受けましたことから、それらの概要について報告いたします。

平成15年度から平成19年度分の5カ年度分の監査が行われ、補助金による食糧費の支出のあり方、補助対象経費の妥当性及び事務手続等の不備が指摘されました。

これらの指摘事項につきましては、食糧費では事業推進のため一定程度必要とは言え、過度な面があり、妥当性を欠いた支出であること。補助対象経費では、その事業を実施するために必ずしも必要な経費として認められないこと。その他の事務処理方法では、適正を欠いている処理であることを確認いたしました。

この様な状況に至った要因は、補助を受ける団体の事務局と検証すべき町職員が長年同じ という体制が続き、検証が希薄となったことが大きいものと考えております。

この結果を受けまして、今後は適正な事務処理を指導・徹底いたしますことと、監査報告のとおり適切さを欠く支出と、補助の趣旨から関連性が薄い支出であると判断いたしました補助金、141万4,713円全額の返還を求めることといたしました。

関係職員の処分につきましては、地方公務員法及び羽幌町職員の分限、懲戒及び表彰に関する条例等に照らし、次のとおり処分を決定いたしました。

監査対象団体の所管課長は2月及び3月の2カ月間、停職処分とし、当時の課長補佐及び主幹 として適切な指導・助言を行わなかった職員2名は、厳重注意処分といたしました。

また、不適切な支出や事務処理が長年行われたその責任を明らかにするため、指揮・監督の立場にある副町長は、2月及び3月の2カ月間の給料月額を10%減給とし、私としましても、町民の信頼を損ねた責任を痛感しており、副町長と同じく2月及び3月の2カ月間、給料月額を10%減給といたしたところであります。

観光事業では事業を効果的に展開するために、対外的な折衝や依頼・要請事項も多種多様であることや、外部関係者に対する接待・食品の提供等を必要とする場合もあると考えられますが、その経費のほとんどが町の補助金である団体が、社会通念上儀礼の範囲を超えて行うことは厳に慎まなければならないものであります。

町民のみなさまには心より反省とお詫びを申し上げ、今後このようなことのないよう全職員に対し今回の経過説明を行うとともに、職員個々に公金に対する考え方を再認識し、自分自身のこととして捉えるよう訓じたところでありますが、さらに指導の徹底を図り、信頼回復と適正な行政運営に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。